平成２３年（フ）第４４４号
愛知県豊田市山之手４丁目106番地
債務者　成瀬　嘉昭
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋口　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月19日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４４５号
愛知県豊田市山之手４丁目106番地
債務者　成瀬　治子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋口　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月19日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第９号
熊本県阿蘇郡産山村大字産山1701番地４
債務者　碓井　貴博
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　修英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２３年（フ）第２６０５号
札幌市西区福井１丁目13番７号
債務者　若林　勝久
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　宏樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３号
熊本県山鹿市鹿校通３丁目11番４号
債務者　本田　芳敬
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下山　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２３年（フ）第３４号
熊本県山鹿市鹿校通３丁目11番４号
債務者　本田　久美
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下山　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２３年（フ）第３６１号
盛岡市中ノ橋通一丁目14番３―407号
債務者　吉田　トミ
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大和久政也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月20日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第８３号
長野県塩尻市大字広丘高出1938―28、住民票上の住所長野県諏訪市大字上諏訪13338番地73
債務者　林　　道哉
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　泰史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第９８号
北海道岩見沢市東町１条８丁目922番地２
新東町団地11―１号403
債務者　山田　朱美
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　正博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４０号
京都府宮津市字新浜1966番地の３
債務者　谷口塗装こと　谷口　　功
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第１１３０号
堺市中区福田519番地
債務者　吉田　一三
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１８１号
堺市西区浜寺船尾町東１丁133番地１　まごのて浜寺船尾105号、前住所兵庫県尼崎市長洲中通３丁目21番１号
債務者　今井　　明
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４８号
広島県三次市三良坂町灰塚４番地10
債務者　藤川　京子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第３１４号
香川県高松市由良町1102番地
債務者　橋谷　洋三
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第６１９号
宮城県名取市相互台３丁目13番地の３
債務者　星野　広幸
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３５７号
埼玉県本庄市けや木２丁目２番50号
債務者　庄田　協司
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１３３４号
愛知県春日井市如意申町７丁目15番地５
アーバンハイツ春日井101号
債務者　大久保みち子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部